

令和2年3月17日

たかまつしんきん News — Spot



年金受給者専用定期積金「悠々積金」の取扱い開始について

高松市瓦町1丁目9番地2
高松信用金庫
理事長 大橋 和夫

平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、高松信用金庫は、当金庫で年金をお受取りいただいている個人のお客様、および年金お受取のご予約をいただいた個人のお客様（3年以内に年金受給権が発生する方）を対象とした定期積金「悠々積金」の取扱いを開始致します。

年金受給者専用定期預金は既にお取扱いをしていますが、新たなサービスとして、今回、定期積金を加えるものです。

高松信用金庫は、今後も地域の皆様の様々なニーズにお応えし、地域金融機関としての役割を果たしてまいります。

記

- 商品名 年金受給者専用定期積金「悠々積金」
- 取扱開始日 令和2年4月1日（水）
- 対象者
 - 当金庫で年金をお受取りいただいている方
 - 新規で年金のお受取を当金庫にご予約いただいた方、かつ3年以内に年金受給資格が到来する方。※お受取の年金の種類は、公的年金・公的年金に準ずるもの・企業年金が対象となります。
- 掛込金額 10,000円以上100,000円以下（1,000円単位）
- 積立期間 1年以上5年以内
- 適用金利 契約時に店頭に表示する同期間の定期積金約定年利回りに0.1%付加した金利を満期日まで適用。
- 募集期限 定めません。

お問合せ先
高松信用金庫 業務推進部
電話 087-836-3021